

4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 31 年 4 月 4 日 (木)
- 2 開 催 場 所 勤労会館 3 階 301 会議室
- 3 出席した委員 小南教育長、吉田委員、播委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、山本教育指導部長、
吉田教育総務部次長、杉本教育指導部次長、
神吉教育指導部学校教育担当参事、
山野教育総務課長、岸田学務課長、
福島社会教育・スポーツ振興課長、
境学校教育課長、今津青少年育成課長、
加藤教育研究所長、沼田文化財調査研究センター所長、
姫路少年自然の家所長、小浦中央図書館長、
藤崎教育総務課副課長、岡本教育総務課管理調整係長
- 5 傍 聴 者 2 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 4 時 5 分
 - 会議録署名委員指名のこと
坂元委員に決定
 - 3 月 臨 時 教 育 委 員 会 の 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項
(事務局より会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(専決報告)

1 加古川市社会教育推進員の委嘱について

(教育指導部次長から説明)

承 認

委 員 : 定員が400人以内に対し、今回の委嘱人数は339人であるが、今後社会教育推進員を増やす方針なのか。

事 務 局 : 市内全町内会に対し社会教育推進員の推薦依頼を行っており、現時点で320町内会のうち279町内会より推薦があった。残りの41町内会は決まっておらず苦慮しているところだが、今後順次推薦がある予定である。なお、基準に照らし合わせると最終的には386人体制となる見込みである。

委 員 : 339人のうち、再任された社会教育推進員はどの程度いるのか。

事 務 局 : 詳細の数字は把握できていないが、再任の割合は多い。数字は改めてお示しする。

委 員 : このたび委嘱された推進員に対し、社会教育推進員としての役割や業務について研修等は行うのか。

事 務 局 : 事務局からの説明も含め、年2回の全市研修会を予定しており、研修を通じて社会教育推進員の活動を支援していく。

2 加古川市少年補導委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承 認

委 員 : 市教育委員会が所管する少年補導委員と、兵庫県警察が管轄する補導員が存在し、両者ともに町内会から選出されるものの、両者の違いなどが不明確で地域にとって非常に分かりにくい制度となっている。

可能であれば両者を整理し、分かりやすく、できる限り地域の負担とならないような仕組みとするべきであると考えている。

事 務 局 : 少年補導委員会のあり方については、委員会自体や議会からも意見があったところであり、少年補導委員の選任にあたっては町内会に負担をかけているという現状は認識している。少年補導委員として誇りを持って活動されている方も大勢おられる中、直ちに急激な改革は困難だが、アンケートを実施するなど方向性を模索しているところであり、今後引き続き検討していきたい。

(協議事項)

- 1 学校運営協議会委員の委嘱について
(教育指導部参事から説明)
原案可決

委員：学校運営協議会委員候補者名簿の様式について、候補者の自治会等の所属を記載する区分欄があり、団体所属者でない場合、「学識経験者」と記載する旨の注意書きがあるが、団体所属者でない者が必ずしも学識経験者とは限らないので、表現を改めることなどを検討されたい。

事務局：ご指摘のとおり、誤解を生む表現であるので、改める。

- 2 学校運営協議会の設置について
(教育指導部参事から説明)
原案可決

委員：学校運営協議会の委員を対象とした研修会等の予定はあるのか。

事務局：委員が一堂に会しての研修会の開催は現在のところ予定していないが、今後、学校運営協議会の運営については学校長等と教育委員会が連携を図りながら進めていくことを検討していきたい。

- 次期定例教育委員会予定日のこと

5月9日(木)午後2時から開催することに決定

- 教育長諸報告

- (1) 平成31年第2回加古川市議会(定例会)日程(案)について

6月6日(木)から19日(水)に開催される。

- (2) 教育長職務代理者の指名について

現任期の開始日である平成31年4月1日に、吉田委員を職務代理者として指名した。

- 教育総務部長諸報告

- (1) 平成30年度 学校園への不審者等情報提供件数について

平成30年度は、学校園に対して、不審者・変質者等の情報を合計53件発信した。

以上、1件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 平成 31 年度放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の運営について

平成 31 年 4 月から、全小学校区において、全学年の児童を受け入れている。
また、昨年まで発生していた待機児童はなしとなった。

(2) 「2019 年度 指導の重点」について

「ひょうご教育創造プラン」に基づき、本年度の教育活動の指針となる「指導の重点」が作成され、配布された。

委 員 : 今年からリーフレット版は無くなったのか。

事 務 局 : 現在のところは届いていない。

委 員 : 19 ページにある「ふるさと意識を醸成する教育」について、市教育委員会としてはどのような指導を行っているか。

また、兵庫型「体験教育」とはどのようなものか。

事 務 局 : 兵庫型「体験教育」は、これまでも実施してきた小学校 3 年生の「環境体験」、5 年生の「自然学校」、中学校 1 年生の「わくわくオーケストラ」、2 年生の「トライやるウィーク」など、地域で学び、ふるさとを体験することを目的とした教育である。

また、県としては、新たな取組である「ひょうごのふるさと魅力発見事業」により、県内各市町の魅力を子どもに対して発信している。

本市としては、小、中学校通じて主に社会科を中心にふるさと意識の醸成に努めており、今後も継続していくとともに、「指導の重点」を踏まえ、「ふるさと意識を醸成する教育」を進めていきたいと考えている。

委 員 : 社会科の副読本の利用頻度があまり高くない印象があり、例えば、3 年生の環境体験でまち歩きをする際に副読本を活用するなど、もっと多様な面で活用する方法を検討されたい。

また、体験学習で様々な施設を訪れる際に、ガイドボランティアを活用してより深い学びに繋げるなどの工夫が必要であると考えているが、ガイドボランティアの活用状況については、学校によっても差があると感じる。

教 育 長 : ご指摘の内容については改めて各学校に周知する。

(3) 青少年育成課（教育相談センター、少年愛護センター）における相談の状況について

平成 30 年度中の青少年育成課における教育相談の受理状況について報告する。

委員：平成 30 年度から相談の主訴の項目が変わった理由を教えてください。

事務局：相談状況について月例で県に報告しているが、平成 30 年度に県が相談の主訴の項目を変更したためである。近年注目されている「虐待」や「体罰」などが明確になるように県が変更したものと考えている。

(4) 平成 30 年度研修事業実施状況の報告について

平成 30 年度研修事業実施状況について報告する。

以上、4 件について報告

○ 閉会 午後 4 時 55 分